

裁判官が答える
裁判のギモン
日本裁判官ネットワーク



岩波ブックレット No. 998

- Q16 認知症の親に代わり、自分が代理人になっても構わない？
— 成年後見制度……61
- Q17 親の遺言状が2通、どちらが有効？ — 複数の遺言の効力……64

少年事件編……67

- Q18 少年の悪事に対して、処分が軽いのでは？
— 少年事件における保護主義……69
- コラム4 法律用語の不思議(その1) 善意？ 悪意？ 71
- Q19 少年事件の裁判が見られないのはどうして？
— 少年審判の原則非公開……72

裁判一般編……75

- Q20 担当の裁判官を替えられますか？
— 裁判の公平の確保と事件の割り振り……75
- Q21 裁判で宣誓する意味は？ — 宣誓の趣旨……77
- コラム5 傍聴人は帽子を脱ぐべき？ 79
- Q22 神様でもない裁判官が、真と偽をなぜ判断できるの？
— 証明責任……80
- Q23 裁判官は3人で結論を出しているの？ — 合議の実情……83

裁判官編……87

- Q24 裁判官の多忙ぶりはどんなもの？
— 裁判官のワークライフバランス……87
- コラム6 法律用語の不思議(その2) 「原告と被告とを離婚する」？ 89
- Q25 裁判官は転勤を拒否できますか？ — 裁判官の身分保障……90
- Q26 裁判官はSNSを使って発信していいの？
— 裁判官の市民的自由……93
- Q27 意見が異なる場合、判決は「上」の判断？ — 裁判官の独立……96

まとめ編……98

- Q28 裁判は良くなってきているのですか？
— 【座談会】裁判の変化について……98

おわりに……103

目次

はじめに……4

- Q 1 裁判所にはどんな種類があって、何回チャレンジできる？
——裁判所の種類と三審制……6

刑事事件編……8

- Q 2 悪いことをした人に、なぜ黙秘権や弁護士を付ける制度があるの？
——黙秘権、国選辩护人制度……10
- Q 3 痴漢を疑われたら、逃げた方がいい？——逮捕・勾留制度……14
コラム1 「有罪慣れ」は怖いですね 17
- Q 4 交通事故を目撃し警察で証言しましたが、裁判所には呼ばれない
ですね？——伝聞証拠の意味……18
- Q 5 被害者の側に弁護士が付かないのは納得できないのですが？
——被害者参加制度……21
- Q 6 裁判員になりたくない、どうすればいい？——裁判員裁判……24

民事事件編……27

- Q 7 民事裁判の傍聴で内容がさっぱりわからないのですが？
——傍聴人にもわかりやすい民事裁判……29
コラム2 裁判官も人の子——甘い物にはつい手が伸びて 32
- Q 8 裁判官は医者でもないのに、医療過誤を正しく判断できるの？
——専門訴訟……33
- Q 9 昔の借金を請求され、時効と思うが、裁判所に行く必要はある？
——当事者主義……36
- Q 10 インターネット上での訴訟が実現する？
——民事訴訟のIT化……39
- Q 11 裁判で使われる言葉が難しすぎないか？——裁判用語の難しさ……43
- Q 12 裁判に勝ったのにお金が回収できないのはなぜ？
——訴訟と執行の関係……46

家事事件編……49

- Q 13 離婚調停の場に出てきた「調停委員」の身分は？
——家事調停制度……51
コラム3 当事者からいただいた唯一の記念品 53
- Q 14 浮気の慰謝料の相場は？——離婚の際の慰謝料請求……55
- Q 15 離婚に際し子どもの親権を得るには？——親権の帰属……58

はじめに

「悪いことをした人に、なぜ黙秘権があつて、国の費用で弁護士を付けられるの？」

この質問(本書のQ2)に、「そうそう」と思われる方は結構多いと思います。裁判官で構成し、元裁判官がサポーターを務める私たち「日本裁判官ネットワーク」は、市民の皆さんとの交流を行う中で、そうした疑問の数々に接してきました。インターネット等を通じて情報が氾濫している世の中ですが、裁判についての正確な基礎知識は、まだまだ広がってはいないのではないのでしょうか。そのうえ、裁判には難しくくて堅苦しく、近寄りたくないイメージがあるため、すすんで正確な知識を得ようという思いも生じにくいのではないかと感じます。

プレーを理解するためには

裁判には、刑事裁判の有罪・無罪、民事裁判の請求認容・棄却をはじめとして、「勝敗」があります。誤解を恐れずに言いますと、裁判と同様に勝敗のあるスポーツや囲碁・将棋等は、ある程度ルールや仕組み、例えばサッカーのオフサイド等を理解していないと、試合を十分楽しむことはできません。逆に、それらを正確に理解していれば、試合を楽しめるだけでなく、巧みなプレーにもっと感動し、それを行うプレイヤーを応援したくなるのではないのでしょうか。そして、そこでの審判の役割が実はとても大きいことも理解できるでしょう。

極刑(死刑)も制度化されている裁判の場合は、スポーツ等とは異なる厳粛な面がありますが、似た面があることも否定できません。ですので、市民の皆さんに、裁判を十分に理解していただき、裁判のプレイヤー

や審判を務める法律家の行動を時には称賛し、時にはたしなめていただくためには、裁判のルールや仕組みを正確に理解していただくことが重要だと思います。また、裁判について目の肥えた市民が増えることは、裁判の質を上げていくことにもつながるでしょう。もちろんプロスポーツ等とは異なり、裁判の場合は、どなたでも、例えば交通事故や相続争い等で、裁判の当事者になる可能性があります。激烈な言動が横行する現代においては、冷静に立証と理を尽くして結論を出していく裁判手続は、皆さんの権利保障や紛争解決のために特に重要です。裁判についての正確な基礎知識を持つていただくことは、裁判をより使いやすく、より身近なものにするでしょう。

そんなことを考えて、私たち日本裁判官ネットワークは、市民の皆さんが素朴に抱く裁判の「ギモン」に率直に答えて、裁判の基礎知識をお伝えすべく、このブックレットを編みました。現役裁判官の執筆のほか、老練な元裁判官にもサポーターとして執筆協力をしてもらっています。

ぜひ司法に希望を持って下さい

私たちは、一九九九(平成一一)年に始まった司法制度改革の意義を正しく評価し、司法に希望があることを、若い法律家や学生等に伝えるため、二〇一六(平成二八)年一月に『希望の裁判所』(LABO刊)という本を出版しました。このブックレットには、その市民版という性格もあります。本書によって司法を少しでも理解していただき、裁判が司法制度改革等を通じて変化してきていることを知っていただき、司法に希望が持てると思っただけであれば幸いです。

Q1

裁判所にはどんな種類があって、何回チャレンジできるのですか。

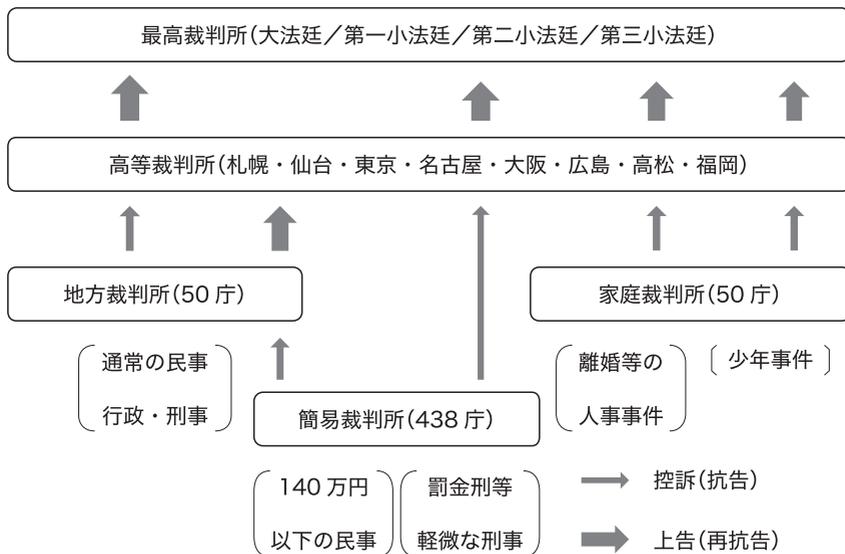
【裁判所の種類と三審制】

裁判の記事は、毎日のように新聞紙面やテレビ番組で紹介されますが、日本人は、裁判手続を自分で使うことは、おそらく先進国の中で一番少ない国民ではないかと思えます。ですから、その手続に詳しい方は、法律家を除けば、ほんのわずかしかおられないかもしれません。

本書を手にとられた皆さんには、裁判手続に関心を持たれた何らかのきっかけがあったか、社会的な関心で興味をお持ちになったのかもしれないですね。以降のQ&Aを読み進める前提として、裁判手続ごとの流れを、ごく簡単に見ておきましょう。

裁判手続には、大きく分けると、民事裁判と刑事裁判があります。民事裁判は、刑事裁判(少年事件を含む)以外のすべてを取り扱います。市民(法人を含む)同士の権利・義務の有無(契約の履行、家の明渡し、医療過誤や交通事故などの損害賠償や労働者の権利の侵害など)を対象とする「通常民事事件」、国や地方自治体などが公的な権限で行ったこと(大きなことでは原発の設置許可などから、課税処分——一時話題になった競馬での利益に対する課税など——、公務員の免職、労災認定、運転免許の取消しなど)の適否を争う「行政事件」、離婚などの身分関係に関する「人事事件(家事事件)」などが含まれています。

このような多様な裁判を裁く機関として「裁判所」が置かれています。最高裁判所(一庁)、高等裁判所(八庁)、地方裁判所と家庭裁判所(各五〇庁。各都府県に一カ所と北海道に四庁)、簡易裁判所(四三八庁)の五種類の裁判所があります。最高裁判所以外には、本庁のほかに支部や出張所が設けられているところもあります。



裁判の回数

日本の裁判は、明治時代以前には奉行所が中心に担当しており、原則、裁判は一回きりでした。明治時代にドイツやフランスの裁判制度などを研究した結果、全国に裁判所ができ、ドイツの制度にならって、ほとんどの裁判は、三回チャレンジできる「三審制」(第一審→控訴審→上告審)が採用されました。間違った裁判を見直す機会を制度化したものです。

裁判は、図の下の方に記載した裁判所から始め、控訴→上告と進みます(少年事件だけは、抗告→再抗告と呼びます)。その三回の裁判で判決や決定が確定した場合でも、後で誤りが見つかれば、すべての手続に再審の道が開かれています。ただし、上告や再審は要件が厳しく、特に再審は手続が開始されるまでに五〇年近くかかる事件もあります。

刑事事件編

刑事裁判は、起訴された人の犯罪の有無を調べ、有罪(犯罪行為が証明された)と判断された時は、それに相応の罰(刑)を与え、犯罪の証明ができなかったり、犯人であることが不明だったりする場合に無罪とする手続です。

刑事裁判は、検察官が起訴(公訴)をすることによって始まります(起訴独占主義)。起訴に向けて、警察及び検察庁が任意または強制手段(容疑者の逮捕・勾留、搜索等)をもって捜査を行います。刑事事件についての争いは、この起訴前の捜査段階から始まります。身体の拘束(逮捕・勾留)が正当かについて裁判官に説明を要求すること(勾留理由開示請求)や勾留の裁判の取消しを求める手続(準抗告)などがあり、弁護人は、起訴されないように種々の活動を行います。捜査対象となった事件のうち、起訴されるのは三割を切っています。起訴されれば、「九九・九%」といわれるほど有罪率が高いので、起訴を阻止する闘いは、弁護活動としては極めて重要です。

1 第一審

軽微な事件は、簡易裁判所で一人の簡易裁判所判事が担当します。それ以外はすべて地方裁判所が担当し、重い事件は合議事件(Q23参照)として三人の裁判官が審理し、それ以外は一人の裁判官が担当します。

二〇〇九(平成二二)年五月から、第一審で特別重大な犯罪について、市民が裁判官とともに犯罪の成否と量刑までを決める「裁判員制度」(Q6参照)が行われるようになりました。

2 第二審(控訴審)

第一審の判決に不服がある被告人は、すべて高等裁判所に控訴することになります。刑事控訴審は、第一審の裁判手続が法律違反である時、第一審で調べられた証拠からみて誤った判断(事実誤認)をしている時、刑罰が重すぎる時(量刑不当)など、控訴できる場合が制限されています。控訴審で第一審の判決が変更されるのは、一割程度です。

3 第三審(上告審)

控訴審の判決に憲法違反など重大な問題がある場合には最高裁に上告することができますが、控訴審の判決が変更されるのは、一〇〇〇件のうち一、二件程度しかありません。

4 再審

いったん確定した判決について、冤罪であったことを示す「明らかな証拠をあらたに発見した時」などに再度審理を求める再審制度があります。戦後まもなくには、誤判(間違った判決)で死刑を宣告された人が四人いました(免田事件、松山事件など)。死刑の確定から三〇年前後も経って、ようやく再審で無罪となりましたが、長年にわたり死の恐怖と戦うことを余儀なくされたのです。最近でも誤判は根絶されてはいません。再審制度は、刑事裁判でも「開かずの門」といわれており、これをこじ開けるのは極めて難しいですが、刑事司法のあり方を考えていくうえでも重要な課題です。

Q2

悪いことをした人に、なぜ黙秘する権利や国が弁護士を付ける制度があるのですか。無罪の可能性がある人ならともかく。

【黙秘権、国選弁護士制度】

最近の事件を元に考えましょう

この質問は、「悪いことをした人」が現に存在することが前提ですね。

一九九五年七月に大阪市東住吉区の住宅の駐車場で火災が発生、住宅が全焼し、駐車場に隣接する浴室で入浴中だった小学校六年生の女の子Aが死亡しました。この子には一五〇〇万円の生命保険がかけられており、母とその内縁の夫には借金があり、保険金目的の殺人との嫌疑で二人が逮捕・勾留されました。警察は、二人が自動車のガソリンをくみ出して床に撒き、ライターで火災を発生させ、住宅を全焼させてAを殺害したと推定し、それを認める二人の供述調書を作成、報道機関にも発表しました。この時点ではまさに「悪い奴ら」、みんながそう思ったでしょう。

この事件で、二人と犯行を結びつける直接証拠は自白でした。裁判で二人は、自白を強要され拷問を受けたとして無罪を主張しましたが、一審の三人、控訴審の三人、最高裁の四人の裁判官たちは有罪と判断し、二〇〇六年に無期懲役が確定、二人は刑務所に収容されました。

その後、支援グループが結成されて新たな実験がなされ、自白した方法での火災発生に重大な疑問があること、実験結果に基づけば、自白内容に多くの矛盾があることが明らかにされました。二〇一六年に再審が開始され、検察官が「有罪主張をしない。裁判所において、しかるべき判決を」と述べ、一審で再審無罪判決、検察が控訴権を放棄して無罪が確定。二〇年の歳月を経て、二人に自由がもたらされました(東住吉事件)。